

# 1. 建設機械の排出ガス対策について

平成 18 年 10 月より建設機械などの公道を走行しない特殊自動車（特定特殊自動車）に対して「**特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律**」以下「**オフロード法**」による使用規制が開始となった。

但し、平成 18 年 10 月以前に製作された建設機械については規制の対象外です。

（我が社においては、今のところSK350だけが対象です必ず軽油を使用）  
規制対象の機種を上げてみました

## ① 道路運送車両法の大型特殊自動車、小型特殊自動車に該当する自動車【法第 2 条第 1 項】

ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリア、草刈作業車、農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機

## ② 建設機械抵当法の建設機械に該当する自動車（上記以外）【法第 2 条第 2 項】

連続式バケット掘削機、くい打ち機及びくい抜き機、ペーパードレーンマシン、大口徑掘削機、アースオーガー、地下連続壁施工用機械、ジブクレーン、タワークレーン、ボウリングマシン、ドリルジャンボ、クローラドリル、トンネル掘進機、アグリゲートスプレッダー、フィーダー、クラッシャー、選別機、アスファルトフィニッシャー、コンクリートフィニッシャー、コンクリートスプレッダー、コンクリートペーパー

## ③ エンジン出力帯ごとに使用規制の開始時期が異なります。

平成 18 年 10 月から規制が開始された建設機械は、**エンジン出力帯が 130KW 以上 560 KW 未満**でそれ以外の建設機械については順次使用規制が開始される。

## ④ 使用規制にあたっては以下のような罰則規定が定められている。

- ・ 正規の手続きによらずに基準適合表示等を付した場合（**50 万円**以下の罰金）
  - ・ 基準適合表示等の無い車両を使用した場合（**30 万円**以下の罰金）
  - ・ 技術基準適合命令に違反した場合（**30 万円**以下の罰金）
- \* 平成 18 年 10 月以降に製作された規制対象車に限られます。
- ・ 現場への立入検査を拒否や妨害、質問に対して虚偽の陳述等をした場合（**30 万円**以下の罰金）

